

6月2日(月)は自動車税種別割の納期限です

■自動車税種別割の納税通知書を5月7日(水)に発送します。

住所が変わった方や納税通知書が届かない方はご連絡ください。

納税については、金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・総合振興局窓口の他、パソコンやスマートフォンからの手続きによるクレジットカードでも可能です。

また、納付書に付与されている地方税統一QRコードにより、スマートフォン決済アプリなどでも納税できます。

必ず納期限までに納めましょう。



道税ホームページ

○納税に関する問い合わせ

釧路総合振興局納税課（釧路市浦見2丁目2番54号）

☎ 0154-43-9179



○課税に関する問い合わせ

札幌道税事務所自動車税部（札幌市北区北22条西2丁目）

・自動車税種別割について ☎ 011-746-1190

・自動車税環境性能割について ☎ 011-746-1195

9〇〇草原レストハウスを活用しませんか？

町では、9〇〇草原レストハウスを使用し、飲食物の提供や物販を行う町民の方を募集します。

▶貸付期間／令和8年5月1日(木)～令和11年3月31日(火)

※上記期間の内、営業期間は毎年5月1日～10月31日までとなります。

▶貸付施設／9〇〇草原レストハウス

(中にある設備も含む)

▶使用料金／1ヶ月 34,525円

※毎年金額は変動します。

▶応募資格／①9〇〇草原展望館付帯施設に来場する町民の方や観光客の方に、厨房や食堂施設などを利用して飲食物の提供や物販などができる方

②飲食物提供・販売に際し必要な許可や免許を有する方
③町税などを滞納していない方

▶申請受付期間／5月1日(木)～5月30日(金)

▶申請方法／電話または電子メールにて下記の事をご連絡ください。

①使用者氏名・住所・連絡先
②提供する飲食物や販売する物品の内容

▶使用者の決定について

申請受付終了後に内覧会および説明会を実施し、次年度の営業に向けて設備などの協議をした上で使用希望者が多数の場合は、内容を審査し、選考します。**内覧会は6月2日(月)～6月6日(金)**で予定しております。その他詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先／役場農林課農政係 ☎ 482-2936 (課直通)

メールアドレス nourin@town.teshikaga.hokkaido.jp

犬の登録と狂犬病予防注射を実施します

狂犬病はウイルスに感染した動物に噛まれることによって伝染し、発症するとほぼ確実に死に至る恐ろしい病気です。

日本では狂犬病予防法によって**室外犬・室内犬**を問わず全ての犬に生涯1度の登録と毎年の狂犬病予防注射が義務付けられており、違反した場合には20万円以下の罰金が科せられる場合があります。

既に犬の登録を済ませている方には、案内はがきを送付しますので、当日会場へ持参してください。

令和7年度 畜犬登録・狂犬病予防注射日程

5月14日(水)		5月15日(木)		5月16日(金)	
場所	時間	場所	時間	場所	時間
修武館	9:00～9:10	届斜路研修センター	9:00～9:20	原野福祉の家	9:00～9:15
桜丘2丁目 老人福祉センター跡地	9:15～9:25	戸別訪問	9:25～10:00	仁多交流センター	9:25～9:40
奥春別交流センター	9:35～9:50	旧古丹生活館	10:05～10:20	日の出・旭地区 コミュニティ会館	9:50～10:00
奥春別集いの家	9:55～10:05	林業多目的センター (旧仁伏クアハウス)	10:40～10:50	鈴蘭4丁目 すずらん丘会館	10:05～10:20
戸別訪問	10:10～10:45	川湯第2駐車場	11:05～11:20	摩周2丁目 摩周自治会館	10:25～10:40
鉢別寿の家	10:50～11:05	旧ゲートボール場跡地	11:25～11:35	戸別訪問	10:45～11:45
みはらし台会館	11:10～11:25	戸別訪問	13:00～13:50	中央3丁目 旧東部こども館	13:00～13:15
高栄会館	11:30～11:40	跡佐登福祉の家	13:55～14:05	泉の湯前	13:20～13:35
役場駐車場	11:45～12:15	川湯駅前交流センター	14:15～14:30	旧南弟子屈生活館裏 駐車場	13:55～14:10
湯の島寿の家	13:15～13:25	美留和会館	14:45～15:00	戸別訪問	14:15～16:00
水郷公園	13:30～13:40	戸別訪問	15:05～16:00		
美羅尾ヶ丘会館	13:45～13:55				
戸別訪問	14:00～16:00				

飼い主のみなさんへ

○動物病院などで予防注射を受けたら

個人で予防注射を行った場合は、動物病院で発行される「注射済証」を環境生活課生活係まで持参のうえ、注射済票(600円)の交付手続きを行ってください。

○飼い犬が亡くなったときは

登録台帳の削除を行いますので、環境生活課生活係までご連絡ください。

○フンは必ず持ち帰りましょう！

最近、犬のフンが放置されていることが多く見受けられます。飼い犬を散歩に連れて行くときは、フンを回収するためのスコップやビニール袋を持参し、必ず持ち帰りましょう。

○放し飼いは絶対にやめましょう！

犬の放し飼いは町の条例により禁止されています。放し飼いは絶対にやめましょう。

ご自宅の近くの場所および時間帯を確認して、忘れずに予防注射を受けてください。

また、今年度より時間が大幅に変更となっておりますので、お間違えのないようご注意願います。

今年度の戸別訪問の申し込みは、すでに締め切っていますのでご了承ください。

《集合注射の日程と都合が合わない場合の相談先》

●坪井家畜診療所 ☎ 482-3479(朝日2-4-30)

■新規登録料 1頭 3,000円

■注射料 1頭 3,290円

※注射済票交付手数料込みの金額です

■戸別訪問巡回手数料 1戸 1,000円

・申込み・問い合わせは

役場環境生活課 生活係

☎ 482-2934(課直通)